

平成31年3月26日

指定障害福祉サービス事業者等 各位

旭川市福祉保険部指導監査課

平成31年度計画相談支援給付費等に係る体制等及び加算に関する届出について

平素より本市の障害福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記届出について、平成31年度の計画相談支援給付費等の算定要件の充足を確認する必要があることから、次のとおり指定障害福祉サービス事業等について、体制等届出書の提出をお願いいたします。

#### 1 提出対象事業所

##### (1) 一般相談支援事業所

地域移行支援サービスを提供する事業所で、平成31年度に地域移行支援サービス費（I）を算定しようとする事業所のみ提出してください。

##### (2) 特定相談支援事業所

計画相談支援サービスを提供する事業所で、平成31年度に特定事業所加算（I）～（IV）、行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算のいずれか一つ以上を算定しようとする事業所のみ提出してください。

#### 2 提出期間

平成31年4月1日から平成31年4月8日まで（当日消印有効）

#### 3 提出方法

直接の持参又は郵送とし、郵送の場合は封筒宛名面隅に「体制届出書在中」と朱書きしてください。

なお、提出時に届出書類を基に要件の審査を行いますが、事前に来庁日時をお知らせいただくと、その時間帯に優先的に審査しますので、事前の連絡をお勧めします。

#### 4 提出先

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第2庁舎2階  
旭川市福祉保険部指導監査課 障がい担当

#### 5 提出書類

別紙「届出書類一覧表」のとおり。

#### 6 その他

##### (1) 特例の措置

前年度実績が適用の要件とされている加算等については、3月31日以降でなければ実績が確定しないことから、上記期間内に提出した場合、留意事項通知（平成18年

10月31日付障発1031001号)第一の1(4)の特例として、4月1日に遡って体制・加算を算定しているところです。

したがって、上記期間を過ぎての提出は、5月1日以降の算定となる場合がありますのでご注意くださいとともに、上記2の提出期間内での届出が遅れる場合は、必ず当課までご相談願います。

(2) 届出書類の様式について

届出書等の各種様式については、旭川市指導監査課のホームページに掲載しています。

「旭川市ホーム>事業者向け>健康・福祉・子育て・学校>障害福祉>申請・届出>障害福祉サービス事業者向けトップページ>4 障害福祉サービス事業等の指定申請、変更届、給付体制届等に係る様式等」

**【担 当】**

旭川市福祉保険部指導監査課(障がい担当)

電話:0166(25)9849